

労働者派遣事業報告書セミナー

準備中

開始時間までしばらくお待ちください・・・

事業報告書の提出様式や記載例をお持ちであればご用意ください。

※ただいま音楽を流しています。音が聞こえない場合は音声設定等ご確認願います。

（音声設定についてのお問い合わせには、対応できかねますのでご了承ください。）



労働者派遣事業報告書 セミナー

令和7年3月実施

大阪労働局需給調整事業部

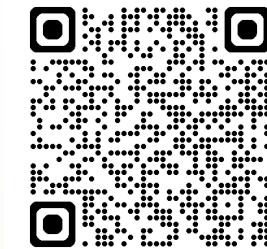
電子申請または郵送によるご提出のお願い

- ▶ 令和7年度から令和8年度にかけては、平成27年9月の特定労働者派遣事業（届出制）から労働者派遣事業（許可制）への切り替えに係る更新申請の大幅な増加により窓口の混雑が予想されるため、可能な限り電子申請または郵送でのご提出をお願いいたします。
- ▶ 電子申請の概要については別添の、「電子申請ご活用をお願い」リーフレットをご参照下さい。
- ▶ 電子申請の場合、お控えの返送はありません。処理状況については、申請画面上でご確認頂くことができます。
- ▶ 郵送の際は返信用封筒を同封してください。
- ▶ 第1面の右下に事業報告ご担当者様の氏名及び連絡先の記入をお願いします。

参考

▶ 電子申請による提出について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



報告が必要な書類と提出期限

書類の名称	提出期限
労働者派遣事業報告書 (様式第11号)	毎年6月30日まで
労働者派遣事業収支決算書 (様式第12号)	事業年度終了後3ヶ月以内
関係派遣先派遣割合報告書 (様式第12号の2)	事業年度終了後3ヶ月以内

事業報告書とは

- 根拠条文　：　労働者派遣法第23条
- 事業年度ごとの業務の運営状況（年度報告）
- 毎年6月1日現在の業務の運営状況（6月1日現在の状況報告）
- 事業所ごとに作成・提出
- 取扱実績がなくても提出が必要
- 提出がない場合、是正指導や行政処分（改善命令、事業停止命令）の対象となる。
- 行政処分の対象となった場合は企業名が公表される。

提出書類

- ▶ 労働者派遣事業報告書（様式第11号）
- ▶ 労使協定の写し（労使協定方式の場合）
※令和7年6月2日時点で有効なもの
- ▶ 提出部数
（様式第11号：正本1部およびその写し2部
労使協定の写し：2部）
- ▶ 様式は大阪労働局HPよりダウンロード可能
- ▶ URLは最後にご案内いたします。

The image shows three overlapping forms for labor dispatch business reporting. The top form is labeled '写し' (Copy), the middle one '写し' (Copy), and the bottom one '正本' (Original). The forms contain various fields for reporting labor dispatch business activities, including company information, business details, and financial data.

事業報告書作成における留意事項

- 令和6年6月報告分から労働者派遣事業報告書（様式第11号）の様式が改正

改正面	改正箇所	改正内容
第1～2面	労働者派遣事業の売上高及び請負事業の売上高欄	「労働者派遣事業の売上高」及び「請負事業の売上高」欄を第1面の12、13から第2面のI（2）、（3）へ変更
第10面	記載要領Iの6及び7	事業所ごとの労働者派遣事業の売上高を記載すること及び事業所ごとの請負事業の売上高を記載することを明記

- 令和7年6月報告分の「6月1日現在の状況報告」では、令和7年6月2日（月）現在の状況を記入

労使協定の添付における留意事項

- ▶ 令和7年6月2日時点で労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定を締結している場合は、派遣の実績がない場合でも添付が必要
- ▶ 労使協定で具体的に内容を定めず、就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用している就業規則などの該当部分も併せて添付
- ▶ 労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合には、確認書も併せて添付

様式第11号

(様式の構成)

- ▶ 第1面 : 事業所基本情報
 - ▶ 第2面～第6面 : 年度報告
 - ▶ 第7面～第9面 : 6月1日現在(※)の状況報告
 - ▶ 第10面～第14面 : 記載要領 → 提出不要
- 記入して提出


(※) 令和7年度は6月2日現在

- ▶ 許可後事業年度末日を迎えていない場合は第2面～第6面記入不要
⇒提出は第9面まですべて必要

年度報告

(報告対象期間 令和7年度提出分)

- ▶ 提出年度の6月1日を基準として直前に終了した事業年度
- ▶ 例 6月30日決算 ⇒ 令和5年7月1日～令和6年6月30日の実績
- ▶ 例 9月30日決算 ⇒ 令和5年10月1日～令和6年9月30日の実績
- ▶ 例 12月31日決算 ⇒ 令和6年1月1日～令和6年12月31日の実績
- ▶ 例 3月31日決算 ⇒ 令和6年4月1日～令和7年3月31日の実績
- ▶ 例 5月31日決算 ⇒ 令和6年6月1日～令和7年5月31日の実績



6月1日現在の状況報告 (報告対象期間)

▶ 提出年度の6月1日現在の状況を報告

※6月1日が**日曜日**の場合 ⇒ **6月2日**現在

※6月1日が**土曜日**の場合 ⇒ **6月3日**現在

記載方法 (第1面 許可番号等)

- 第1面：事業所の基本情報
- 許可番号、枝番
- 許可年月日
- 提出日
- 提出者

労働許可申請書 (第1面) (本表1頁提出)

許可番号	派27-*****
事業所枝番	1
許可年月日	27年12月1日

(日本工業規格A列4)

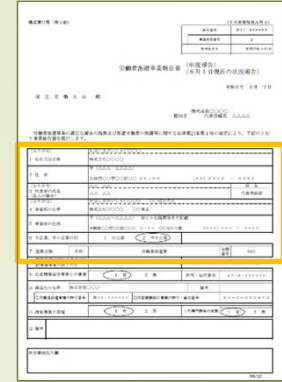
許可番号	派27-*****
事業所枝番号	1
許可年月日	27年12月1日

報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

令和 3年 6月 30日

提出者 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 △△△△

記載方法 (第1面 第1～7欄)



- 事業主名
- 住所
- 代表者氏名
- 事業所名
- 事業所住所
- 大企業・中小企業
- 産業分類
⇒日本標準産業分類

(ふりがな)	かぶしがいしゃ〇〇〇〇		
1 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇		
2 住所	〒(△△△-△△△△) 大阪府〇〇市〇〇区〇〇 ××-×× (×××) ××× - ××××		
(ふりがな)	△△ △△	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	△△ △△	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしがいしゃ〇〇〇〇 〇〇ほんてん		
4 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇本店		
5 事業所の住所	〒(△△△-△△△△) ※ビル名階数等まで記載 大阪府〇〇市〇〇区〇〇〇 ×-×× 〇〇ビル×階 (×××) ××× - ××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	
7 産業分類	名称	労働者派遣業	分類番号 9121

記載方法 (第1面 第8～12欄)

- 報告対象期間
- 兼業
- 親会社
- 請負

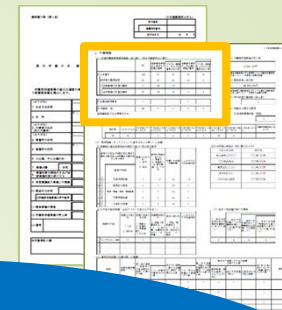
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	××年××月××日 ~ ××年××月××日	※直前に終了した事業年度（決算期）を記載	
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号 27-ユ-××××××
10 親会社の名称	株式会社○○○		備考
①労働者派遣事業の許可番号	派××-××××××	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	××-ユ-××××××
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 備考			

実績がない場合は「実績なし」と記入

記載方法 (第2面 その1)

- ➡ (1) 派遣労働者数等雇用実績
- ➡ 報告年度末日現在
- ➡ 全労働者 (派遣以外も含む)
- ➡ 無期 : 期間の定めがない
- ➡ 有期 : 期間の定めがある
- ➡ 日雇 : 日々又は30日以内の期間の定めがある
- ➡ 登録者 : 登録制度に基づいて登録した者

大阪労働局需給調整事業部



通算雇用期間 同じ派遣元で雇用された期間

同じ職場に1年以上派遣見込み

同じ派遣先の同じ部署での直近の更新までの派遣期間+現に契約中の派遣期間が1年以上

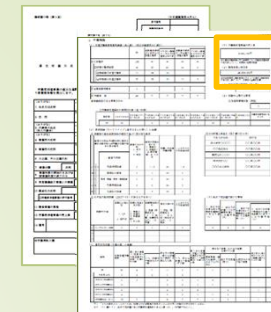
I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10		
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2			2	
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

記載方法 (第2面 その2)



▶ (2) 労働者派遣事業の売上高

(2) 労働者派遣事業の売上高

5,000,000円

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

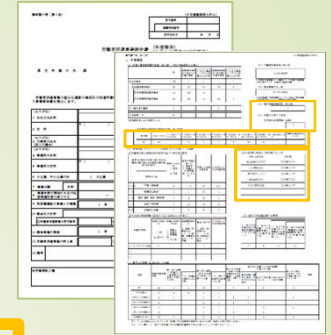
▶ (3) 請負事業の売上高

(3) 請負事業の売上高

28,500,000円

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

記載方法 (第2面 その3)



➡ (4) 海外派遣労働者数

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

➡ (5) ①派遣先事業所数

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

5

➡ (5) ②派遣契約の期間別件数

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

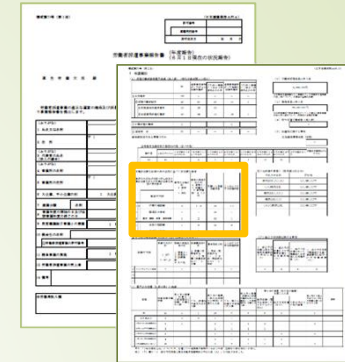
総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え1年2月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15		5	3	1	1	10	15		

➡ (5) ③主な派遣先事業主
⇒上位5社まで記入

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

記載方法 (第2面 その4)



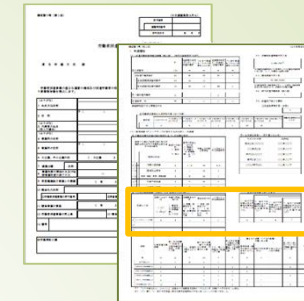
- (6) ①安全衛生教育
- 労働安全衛生規則第35条第1項 (雇入れ時の安全衛生教育)
 - 1~8 (各号の該当する号番号)
- 労働安全衛生法第59条第2項
 - 9 (作業内容変更時の安全衛生教育)
- 労働安全衛生法第59条第3項
 - 10 (有害危険業務の特別教育)

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

該当番号	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
	教育の内容				
3	9	2	1・2	30	1.5
5		1	1	30	1
6		1	2	30	1
7		1	2	30	2
8		1	2	30	2

記載方法 (第2面 その5)



➡ (6) ②その他の教育訓練

キャリアアップ訓練、安全衛生教育以外

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

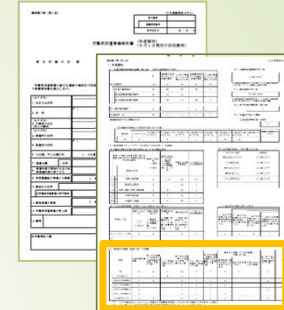
訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

➡ (7) 紹介予定派遣

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数(人)
5	4	4	2

記載方法 (第2面 その6)



➡ (8) 雇用安定措置の実績

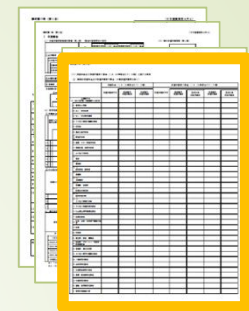
(8) 雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用への依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者として無期雇用)を講じた人数	第4号の措置(その他の措置)を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)		左記以外のその他の措置				
計	33	4	9	15	7	7	5	0	0	0	
3年見込み	3	2	2	1	1						
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1				
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2	1	1		1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1			
1年未満見込み(※)	10	1		6	2	2	1	1		1	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の場合(登録労働者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

記載方法 (第3面・第4面)



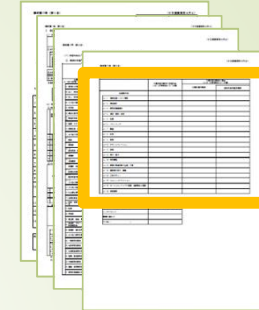
- (9) ①派遣料金・派遣労働者の賃金
- 1日(8時間)あたりの派遣料金・賃金額
- 業務ごとに記載
→日本標準**職業**分類
- 全業務平均
→各業務の単純平均額

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	17,000	18,667	12,000	11,000	12,000	20,000	8,000	
01~99の合計額/記載業務の合計								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 建築・土木・測量技術者								
09 情報処理・通信技術者	30,000	30,000		20,000	20,000	20,000		
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2								

記載方法 (第5面 その1)



- (9) ②日雇派遣の派遣料金・賃金
- 全業務平均

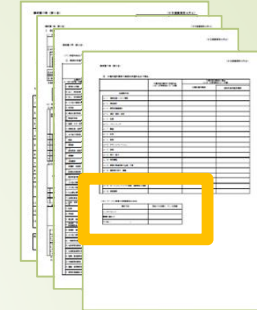
→リストにない業務も
含めて計算

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	31,000	20,000	
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			

記載方法 (第5面 その2)

- ▶ (10) マージン率等の情報提供
- ▶ マージン率
→原則インターネット利用



(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	<input type="radio"/>
書類の備付け	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>

記載方法 (第6面 その1)



➡ (11) キャリアアップ措置の実績

➡ ① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

➡ ② キャリアコンサルティングの実施状況

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

記載方法 (第6面 その2)



➡ ③キャリアアップに資する教育訓練

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				2	1	1	1
	10				10				備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
システム設計・技能研	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1

記載方法 (第6面 その3)



③ キャリアアップに資する教育訓練

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇
対象となる派遣労働者
(上段) 種別
(1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入
社〇年目・5 長期的なキャリア形成を念
頭に置いた内容の教育訓練の対象となる
無期雇用派遣労働者・6 その他)
(下段) 対象となる派遣労働者数

訓練の内容等	対象となる派遣労働者数			
	1年目	2年目	3年目	4年目
イ 入職時等基礎的訓練				
(イ) 新規採用者訓練	1			
(ロ)	10			
ロ 職能別訓練				
ハ システム設計・技能研	2	2	2	2

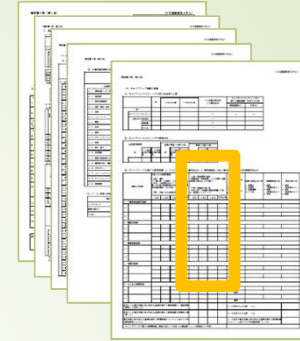
種別の番号を記入

(1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)

この訓練の対象となる
派遣労働者数

記載方法 (第6面 その4)

- ➡ ③キャリアアップに資する教育訓練



受講者数
×
訓練1コマの時間

(上段) 実施時間の総計

(下段) 受講者の実人数

1年目	2年目	3年目	4年目
40			
10			
40	40	20	20

受講者の実人数

記載方法 (第6面 その5)



③キャリアアップに資する教育訓練

上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
訓練の方法	実施主体	費用の負担	賃金支給
2	1	1	1
備考			

▶ 訓練ごとに該当する番号を記入

- 1 計画的なOJT
- 2 OFF-JT
- 3 OJT (計画的なもの以外)

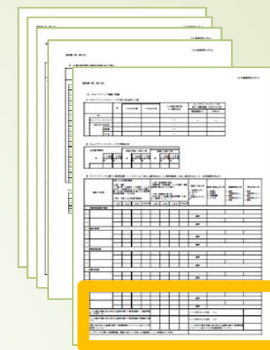
- 1 事業主
- 2 派遣先
- 3 訓練機関
- 4 その他

- 1 無償 (実費負担なし)
- 2 無償 (実費負担あり)
- 3 有償

- 1 有給 (無給部分なし)
- 2 有給 (無給部分あり)
- 3 無給

記載方法 (第6面 その6)

- ③キャリアアップに資する教育訓練
- 訓練時間等を集計する欄
- 「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練」のみ集計



厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練

1人が複数の講座を受講
→「1人」

上段の
タテ計

対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1) 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 退任時・5 長期のキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他 (下段) 受講者の実人数	(上段) 実施時間の総計				訓練の方法 1 計画的な方法 2 OF 3 OF 4 外 1 or 2	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費の負担の別 1 無償 2 無償(実費負担あり) 3 有償	貸金支給の別 1 無償 2 有償(一部あり) 3 有償	
	4年目以降	1年目	2年目	3年目					4年目
(イ) ビジネススキル研修	2	5	5	3	2	2	3	1	1
(ロ) 経理研修	2	5	5	2	3	2	1	1	1
	5	2	5	5	2	3			
「実施時間の総計」の合計 (a)		110	110	57	5	1~3年目のaの合計	1~3年目のみ	277	aの合計 (c)
受講者の実人数 (b)		10	10	5		1~3年目のbの合計	1~3年目のみ	25	bの合計 (d)
1人あたりの平均実施時間 (a÷b)		11	11	11	10	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人あたりの平均実施時間	1~3年目のみ	11	c÷d
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った貸金額 (1人1時間当たり平均)								1,500	1人1時間当たりの平均貸金

「実施時間の総計」の合計 (a)

受講者の実人数 (b)

1人あたりの平均実施時間 (a÷b)

1~3年目のaの合計

1~3年目のbの合計

1~3年目のみ

aの合計 (c)

bの合計 (d)

c÷d

1人1時間当たりの平均貸金

記載方法 (第7面 その1)



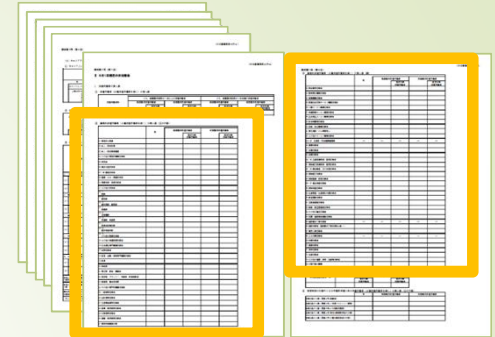
- 6月1日現在の状況報告
- **日曜日** → 6月2日現在 **土曜日** → 6月3日現在
- ①派遣労働者の実人数

派遣労働者の実人数

派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	通算雇用期間1年以上				通算雇用期間1年未満			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	無期	協定対象	有期	協定対象	無期	協定対象	有期	協定対象
52	35	1	9	1	2		6	

記載方法 (第7面・第8面)



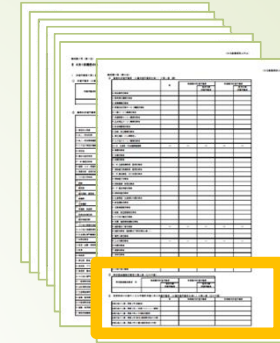
- ②業務別派遣労働者の実人数
- ①の内数

日本標準職業分類

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象		協定対象	
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20			
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					

記載方法 (第8面)



③ 特定製造業従事者

③ 特定製造業従事者の実人数 (①の内数)

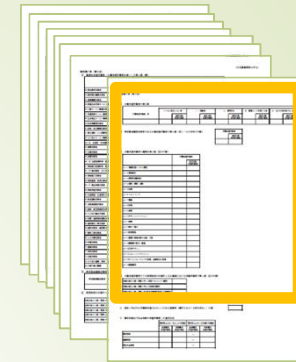
特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象		協定対象
20	15	1	5	1

④ 期間制限対象外

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 (①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	2	
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

記載方法 (第9面 その1 日雇派遣労働者)



➡ ⑤日雇派遣労働者の実人数

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者				i 高齢者				ii 昼間学生				iii 副業として従事する者				iv 主たる生計者でない者			
	協定対象				協定対象				協定対象				協定対象				協定対象			
4	2				2															

➡ ⑥特定製造業務（日雇）

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数（⑤ i ~ iv の合計の内数）

日雇派遣労働者	
協定対象	

➡ ⑦業務別実人数（日雇）

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

	日雇派遣労働者	
	協定対象	
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		

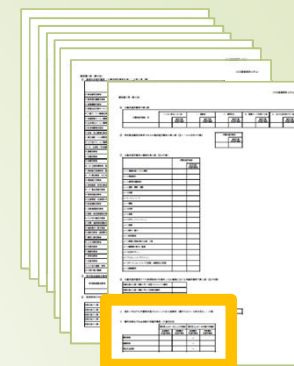
⑧期間制限対象外（日雇）

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

記載方法

(第9面 その2 登録者数、保険適用状況)



登録者の数

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

20

雇用保険、社会保険の適用状況

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険	30	7	—	5
健康保険	28	5	—	1
厚生年金保険	28	5	—	1

ご清聴ありがとうございました。

セミナー終了後に表示されるアンケートにご協力をお願いします。

参考

▶労働者派遣事業報告書 様式・記載例

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/tetsuzuki/houkokusyo.html



様式・記載例

▶安全衛生教育について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudou_kijun/anzeneisei10/qualification_education.html



安全衛生教育

▶日本標準産業分類（総務省 e-Stat）

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>



日本標準産業分類

▶日本標準職業分類（総務省 e-Stat）

https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/20?search_method=keyword&search_h_t.go.jp/claword=&komokuSearchFlg_dummy=1&komokuSearchFlg=1&info1SearchFlg_dummy=1&info1SearchFlg=1&info2SearchFlg_dummy=1&info2SearchFlg=1&revision=02&search_kind=20&base_code=0&form_id=main_for_m&op=search&searchboxShow1=1&searchboxShow2=0&searchboxShow3=0&page=&srchcndId=



日本標準職業分類

退出 を押して退出してください。